

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案 概要

■ 条例

【1】地域区分・基準の見直し(第5条)・・・資料1-3スライド3~17枚目

- 6町域の地域ごとの景観特性や土地利用の状況を踏まえ、よりきめ細かな規制とするため、**地域区分**および**基準**を見直す
- ⇒ 禁止地域、許可地域および無指定地域の区分を規則で定める**第1種地域**から**第7種地域**までの地域に区分し、この地域区分に応じた**基準**を規則で定めることとする
- 特に禁止地域は自家用広告物など許可を受けて表示できる広告物があり制度が複雑であることから、基準の厳しい**第1種**および**第2種**地域として規制することで県条例の目的は十分に達せられるため、**禁止地域**を廃止する
- ⇒ 規則で定めるところにより、現行の**禁止地域**は基準の厳しい**第1種**・**第2種**地域に移行する
- 特に必要があると認めるときは、**知事が指定する地域**(「特別規制地域」という。)については規則で定めた**許可基準**を**強化・緩和**することができることとする(施行日時時点で特別規制地域を設ける予定なし)

現行規制	非自家用広告物			改正案	全ての広告物
	自家用広告物	公衆利便広告物(案内図板等)	一般広告物		
禁止地域※	△	△	×	許可地域※	△
許可地域※	△	△	△		
無指定地域	○	○	○		

【凡例】○:許可不要で表示可 △:許可を受けて表示可(基準に適合要) ×:表示不可
※適用除外広告物に該当するものは許可を受けずに表示できる

【2】安全点検義務規定の新設(第16条の2)・・・資料1-3スライド19枚目

- 広告物等の安全対策を強化するため、**安全点検義務規定**を**新設**する
- ⇒ **許可の要否にかかわらず**、原則として、**全ての広告物**について**定期的な安全点検**が必要となる(例外は規則で定める)
- ⇒ 規則で定める**一定規模以上の広告物等**については、**有資格者**が点検を行わなければならないこととする

根拠規定	許可を受けた広告物		許可不要広告物		根拠規定	許可を受けた広告物		許可不要広告物	
	一定規模以上	一定規模以下	一定規模以上	一定規模以下		一定規模以上	一定規模以下	一定規模以上	一定規模以下
現行	安全点検必要(有資格者)	安全点検必要(有資格者・管理者)	—	—	改正案	安全点検必要(有資格者)	安全点検必要(資格不要)	安全点検必要(有資格者)	安全点検必要(資格不要)
規則	—	—	—	—	規則※	—	—	—	—

※規則において安全点検の方法などの細目的な部分を定める

【3】許可広告物等の管理者の要件の見直し(第10条)・・・資料1-3スライド19枚目

- 許可広告物等の管理者は日常的に管理することができる者が望ましいことから、**許可広告物等の管理者の要件**を県内に**住所**または**事務所**もしくは**事業所**を有する者に改める
- ⇒ 一定規模以上の広告物等については【2】により有資格者による安全点検が必要となる

根拠規定	許可を受けた広告物		許可不要広告物		根拠規定	許可を受けた広告物		許可不要広告物	
	一定規模以上	一定規模以下	一定規模以上	一定規模以下		一定規模以上	一定規模以下	一定規模以上	一定規模以下
現行	管理者必要(有資格者※)	管理者必要(資格不要)	—	—	改正案	管理者必要(県内在住・所在)	管理者必要(県内在住・所在)	—	—
規則	—	—	—	—	規則※	—	—	—	—

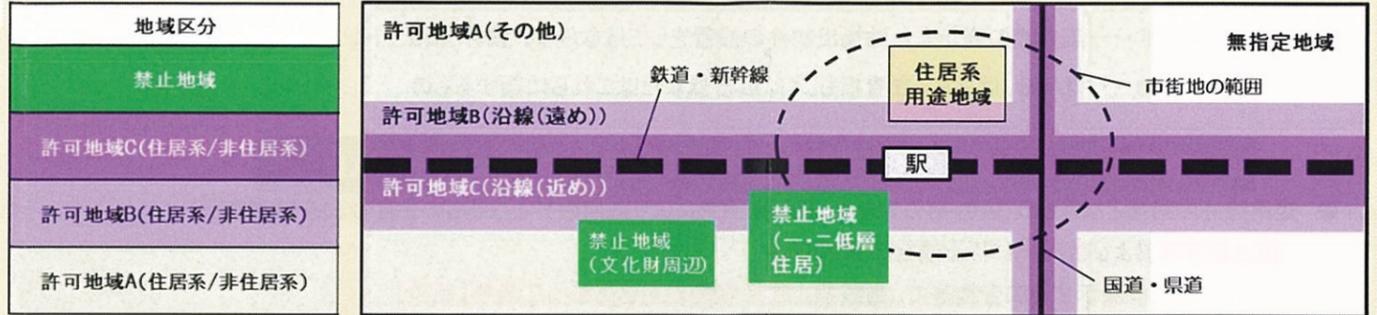
※有資格者・・・屋外広告士、職業訓練指導員・技能検定合格者・職業訓練修了者(広告美術)、屋外広告物講習会修了者

【4】責務規定の新設(第2条の2~第2条の4)

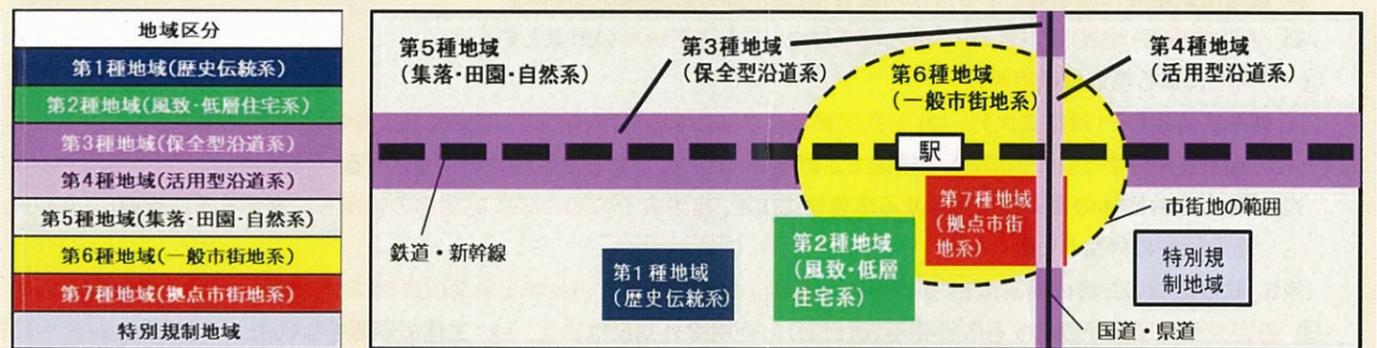
- 屋外広告物に係る関係者の責任を明確にするため、それぞれの**責務規定**を**新設**
 - ① 県の責務・・・(1) 関係行政機関、関係団体等と連携し、広告物に関する施策を策定・実施する
(2) 広告主・屋外広告業者・県民への普及啓発に努める
 - ② 広告主の責務・・・(1) 広告物等の表示等および管理を適正に行う
(2) (1)の行為を委託する場合は当該委託に係る者により(1)の行為が適正に行われるように措置を講じる
 - ③ 屋外広告業者等の責務・・・**広告主と連携し**、広告物等の表示等および管理を**適正**に行う
 - ④ 広告主および屋外広告業者の責務・・・県が実施する広告物に関する施策に協力する
 - ⑤ 県民の責務・・・県が実施する広告物に関する施策に協力するよう努める

■ 規則で規定する内容(予定)

- 6町域の地域ごとの景観特性や土地利用の状況を踏まえ、**第1種地域**から**第7種地域**までに地域を区分する
- ⇒ 現行の**許可地域C**(主要幹線道・鉄道沿線)を軸として規制は**第3種**・**第4種**地域に移行
- ⇒ **田園景観**を保全するための地域区分(**第5種**地域)を設定
- ⇒ **市街地景観**を保全するための地域区分(**第6種**・**第7種**地域)を設定
- **第1種**から**第7種**までの地域区分ごとに、面積、高さ、幅、色彩などの**許可基準**を定める

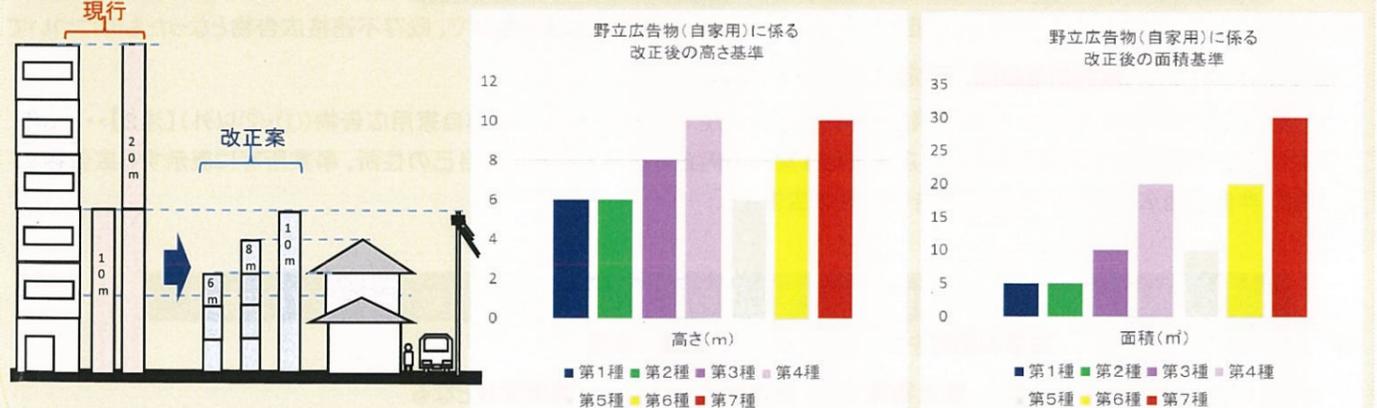


【改正案】



【許可基準の例:野立広告物(自家用)】

- 現行の高さ基準 10m・20m ⇒ 改正後の高さ基準 6m・8m・10m
- 現行の面積基準 規制なし ⇒ 改正後の面積基準 5㎡・10㎡・20㎡・30㎡



- 条例に規定した安全点検は、3年に1度行わなければならない旨を定める
- 例外的に安全点検を行う必要がない広告物(簡易広告物、壁面に直接塗装するなどして表示する広告物など)を定める
- 条例に規定した有資格者による安全点検を行わなければならない広告物は、工作物確認申請の対象となる広告物(高さ4m超)である旨を定める
- 安全点検を行うことができる有資格者に一級・二級建築士および特定建築物調査員を追加

★規則に規定する内容については、法規上の検討、基準の精査等により、今後修正を加える場合がある

■ 条例

【5】禁止物件等の規定の整理(第4条)・・・資料1-3スライド23枚目

- 禁止物件等【注1】の規制の趣旨を踏まえ、許可制による規制で十分な禁止物件等について、その規制の内容を見直す
 - ① 公衆便所およびガスタンク等を禁止物件の対象から削除⇒これらに表示等をする広告物等は許可を受けて表示できることになる
 - ② 簡易広告物【注2】の表示等が禁止される電柱等を道路上の電柱等に限定
 - ⇒私有地上の電柱等に表示等をする簡易広告物は許可を受けて表示できることになる
- 注1 禁止物件等・・・広告物の表示または掲出物件の設置をしてはならない物件(橋梁、トンネル、街路樹など)
注2 簡易広告物・・・はり紙、はり札、立看板もしくは広告旗またはこれらに類するもの

【6】適用除外規定の整理(第8条)・・・資料1-3スライド18枚目・20枚目・21枚目

- 適用除外の対象となるもの(広告物の大きさ、表示期間等により適用除外となるものを含む。)を整理する
 - ① 禁止物件等および許可制に係る規定の適用除外
 - (1) 禁止物件等に表示する広告物等で、当該禁止物件等の効用を高める広告物【新設】
 - (2) 管理用広告物【※対象拡大】 (3) 祭礼等で慣例上表示する広告物【②から①の適用除外に変更(禁止物件等も適用除外)】
 - (4) 送電用鉄塔等に表示等をする自家用広告物【適用除外の対象から削除】
 - ※ 道路の路面・電柱等に表示する広告物等についても適用除外の対象とする
 - ② 許可制に係る規定の適用除外
 - (1) 催事広告物【※1対象拡大】 (2) 公共的掲示板広告物【※2対象拡大】 (3) 簡易広告物【※3対象拡大】
 - ※1 催事を開催する前後期間として規則で定める期間内についても適用除外の対象とする
 - ※2 地方公共団体の掲示板に表示する広告物に加え、自治会その他の公共的団体の掲示板に表示する広告物についても適用除外の対象とする
 - ※3 政治活動のための簡易広告物に限らず、規則で定める基準に適合する簡易広告物についても適用除外の対象とする
 - ③ 指定公共的団体が表示する広告物等(届出制)の適用除外制度は廃止 ⇒ 主体の制限をなくした、【8】の認定制度へ移行

【7】経過措置期間の見直し(第9条)・・・資料1-3スライド22枚目

- 他の法令等の規定により許可地域の区分が変更になるなど条例改正によらないで、既存不適格広告物となったものについて、広告物の区分ごとに経過措置期間を設定(現行は一律3年)
 - ① 簡易広告物・・・1年 (2) 自家用広告物(①以外)【注1】・・・10年 (3) 非自家用広告物(①・②以外)【注2】・・・3年
- 注1 自家用広告物・・・自己の氏名、店名または営業の内容等を表示するため自己の住所、事業所等に表示する広告物等
注2 非自家用広告物・・・自家用広告物以外の広告物

【8】公共的広告物等の認定制度の新設(第15条の2・第15条の3)・・・資料1-3スライド25枚目

- 次の広告物等について、知事の認定を受けることができる制度を新設
 - ⇒この認定を受けた広告物等は、禁止物件および許可制に係る規定が適用除外となる
 - ⇒この認定を受けた広告物等の表示者等は、定期的に、当該広告物等の管理の状況を知事に報告しなければならない
 - ① 公共的広告物・・・公共的目的をもった広告物等(表示主体の限定はない⇒指定公共的団体に限られず、営利団体でも可)
 - ② 優良広告物・・・優良な意匠を有する広告物等(景観審議会の意見を聴いて認定する)

【9】違反広告物等である旨の表示に係る規定の新設(第17条の3)・・・資料1-3スライド24枚目

- 次の場合に、違反広告物等である旨を表示することができる規定を新設
 - ① 勧告に従わない場合 (2) 広告物等の表示者等または管理者を確知できない場合

【10】報告徴収に係る規定の整備(第21条・第31条)

- 広告物の表示者等または管理者に報告または資料の提出を求めることができる規定を追加(第21条)
- 第21条の改正に伴い、①報告または資料の提出の求めに応じない場合、②虚偽の報告または資料の提出をした場合は、20万円以下の罰金に処することとする(第31条)

【11】屋外広告業の規制に係る適用除外規定の新設(第23条)・・・資料1-3スライド20枚目

- 悪質な業者を排除するなどして、屋外広告物規制の適正化を図るという屋外広告業の登録制度の趣旨になじまない広告物等の表示等をする者について、屋外広告業の登録を不要とする適用除外規定を新設
 - ⇒他の法令の規定により、規格・基準が定められている広告物等として規則で定めるもののみの表示等を行う営業を営もうとする場合は、屋外広告業の登録は不要とする

■ 規則で規定する内容(予定)

- 屋外広告業の登録が不要となる広告物等を定める
 - ⇒道路標識、区画線及び道路標示に関する命令などの規定に基づいて設置される法定の道路標識、区画線および道路標示
- 以下の広告物について、適用除外の基準(面積、表示期間など)の強化・充実を図る
 - (1) 禁止物件効用広告物 (2) 寄贈者名等広告 (3) 小規模自家用広告物 (4) 管理用広告物
 - (5) 催事広告物 (6) 建設工事広告物 (7) 公共的掲示板広告物 (8) 簡易広告物
- 認定申請の手続、認定した広告物の内容に変更が生じた場合の手続などを定める。
- 認定申請書などの様式を定める
- 認定をした場合および認定を取り消した場合における公表の手続を定める
- 認定を受けた者は、3年に1度は、知事に、安全点検をした記録を記載した書類を提出しなければならない旨

【12】施行期日・経過措置(付則)・・・資料1-3スライド22枚目

- 施行日・・・令和5年4月1日
- 経過措置
 - ⇒条例改正に伴い、既存不適格広告物となったものについて、広告物の区分ごとに経過措置期間を設定
 - ① 簡易広告物・・・1年 (2) 自家用広告物(①以外)・・・10年 (3) 非自家用広告物(①・②以外)・・・3年

★規則に規定する内容については、法規上の検討、基準の精査等により、今後修正を加える場合がある